実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日	
郡山市	喜久田町上ノ原 (第3区集落)	平成25年10月29日	令和5年8月25日	

1 対象地区の現状

① ±	59. 2 ha			
27	30. 3 ha			
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		3. 5 ha		
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3. 5 ha		
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-		
4)±	・ ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 8.7 ha			
(備	考)	•		

2 対象地区の課題

現状、地区内の農地は70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が3.5haであり、後継者未定の農地については中心経営体による引き受けの意向があるが、今後地域の高齢化が見込まれるため更なる担い手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の農地は中心経営体である認定農家3経営体及び認定新規就農者1経営体が担うほか、入作を希望 する認定農業者、認定新規就農者等の受入れを促進することにより対応していく。

中心経営体

屋	性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
72012		(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
計	1 法人 3 経営体		水稲ほか	12.8 ha	水稲ほか	21.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

様々な事情により営農の継続が困難になった場合などに備え、農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸付をすることとし、長期的には中心経営体へ農地の集積を進めていく。

地域の農業を継続するため、中心経営体への農地集積を図り、機械利用組合などで機械を共同利用することで、機械購入にかかる費用をおさえとともに、水稲栽培の低コスト化を目指し、農業生産性の向上を図る。 また、農業用機械や施設の導入・更新の際には補助事業等を活用する。